



島根県報

平成22年2月23日（火）

号外第27号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	（林 業 課）	2
島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則	（ " ）	2

公布された条例等のあらまし**◇島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第2号）**

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成22年3月1日とすることとした。

◇島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整理（第2条・第3条・様式第1号
—様式第4号関係）

2 施行期日

平成22年3月1日から施行することとした。

規 則

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例（平成21年島根県条例第75号）の施行期日は、平成22年3月1日とする。

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県立ふるさとの森条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立ふるさとの森条例施行規則（平成5年島根県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「又は休場日」を削り、同条第1項を次のように改める。

ふるさと森林公園森林学習展示館（以下「森林学習展示館」という。）の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

第2条第2項中「若しくは休場日」、「若しくは開場し」及び「若しくは開場日」を削り、「休館し、若しくは休場する」を「休館する」に改める。

第3条中「及び研修館（研修室に限る。）」を削る。

様式第1号その1を様式第1号とし、様式第1号その2を削り、様式第2号その1を様式第2号とし、様式第2号その2を削り、様式第3号及び第4号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

島根県立ふるさとの森施設使用料減免申請書（ふるさと森林公園）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使 用 施 設	森林学習展示館学習室
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用目的及び内容	
減免を申請する理由	
正 規 の 使 用 料	円

様式第4号（第7条関係）

島根県立ふるさとの森施設使用料還付申請書（ふるさと森林公園）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

使 用 施 設	森林学習展示館学習室
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
還付を受けようとする理由	
既納の使用料の額	円
還付請求金額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県立ふるさとの森条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。